



広域広報

本 荘 由 利

平成19年5月

本荘由利広域市町村圏組合

〒015-0871 秋田県由利本荘市尾崎17番地

T E L 0184-23-2019

F A X 0184-23-4022



由利本荘市本荘公園

市町村合併により、平成17年3月22日に由利本荘市が誕生し、さらに、同年10月1日に、にかほ市が誕生したことから、以来2市の構成団体による本荘由利広域市町村圏組合となりました。

広域圏組合は、老人福祉、環境衛生、保健衛生、介護保険などの14事業に関する共同処理事務を行っております。

今年度の大きな事業としては、特別養護老人ホーム広洋苑の移転改築事業であり、ユニットケア方式による全個室化の新型特養として、現在工事が進められております。

平成19年3月末現在

市 名	人 口	世 帯 数	備 考
由利本荘市	89,296人	29,845戸	
にかほ市	29,118人	9,338戸	
合 計	118,414人	39,183戸	



介護保険事業の状況

由利本荘市、にかほ市による広域の介護保険事業の状況をお知らせいたします。

《認定者数・利用者数等の状況》

		H18. 2	H19. 2	割合
総人口		119,913人	119,181人	
第1号被保険者数		32,045人	32,541人	※1 27.3%
認定者数	要支援1	642人	469人	8.1%
	要支援2		406人	7.0%
	要介護1	1,992人	1,591人	27.5%
	要介護2	767人	894人	※2 15.5%
	要介護3	703人	800人	13.8%
	要介護4	802人	839人	14.5%
	要介護5	738人	785人	13.6%
	合 計	5,644人	5,784人	※3 17.8%
利用者数	居 宅	3,226人	3,383人	※4 75.3%
	施 設	1,055人	1,111人	24.7%
	合 計	4,281人	4,494人	※5 77.7%

※ H18.2の要支援者は要支援 1 に表示しています。

※ 1 総人口に対する割合

※ 2 認定者合計に対する構成割合

※ 3 第1号被保険者数に対する割合

※ 4 利用者合計に対する構成割合

※ 5 認定者数に対する割合

○ 認定者数・介護サービス利用者数の状況について

平成19年 2 月末現在で65歳以上の第1号被保険者数は前年より496人増加し32,541人で、総人口に対する割合は27.3%となっております。

第1号被保険者の17.8%に当たる5,784人の方々が要支援・要介護の認定を受けております。認定者の介護度別の割合は、要支援 1・2 と要介護 1 の軽度者は2,466人で42.6%、要介護 2・3 の中度者は1,694人で29.3%、要介護 4・5 の重度者は1,624人で28.1%となっております。認定者数は第1号被保険者の増加に伴い、前年より140人（2.5%）の増加となっております。また、制度改正により要支援は要支援 1 と要支援 2 に分けて認定されております。

サービス受給者は、認定者の77.7%に当たる4,494人となっております。内訳は利用者の75.3%に当たる3,383人の方々が、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）などの居宅サービスを利用しており、利用者の24.7%に当たる1,111人の方々が、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）などの施設サービスを利用しています。

○ 介護給付の状況について

介護サービスの費用のうち、原則 1 割は利用者が負担し、残りの 9 割が介護保険から給付されます。

平成18年度の介護給付見込総額は71億5,208万円で、前年より 2 億4,739万円（3.6%）の増加となっております。

居宅サービス給付費は36億1,280万円で、利用者の増加に伴い、前年より 3 億6,540万円（11.3%）の増加となっております。施設サービス給付費は31億2,634万円で、制度改正により食費・居住費が保険給付の対象外となったため、前年より 3 億5,145万円（10.1%）の減少となっております。

その他給付として、施設利用等利用時の食費・居住（滞在）費の負担限度額を超えた分を給付する特定入所者介護給付や利用者の 1 割負担額が負担限度額を超えた分を給付する高額介護給付などで 4 億1,293万円となっております。

介護給付費の費用負担は、50%を国・県・市の公費で負担し、残りの50%を被保険者の保険料で負担することになっております。

《介護給付の状況》

区分	サービス種類	平成17年度	平成18年度	増減
居宅	通所介護	10億5,749万円	11億3,407万円	7,658万円
	短期入所生活介護	6億2,681万円	8億1,415万円	1億8,734万円
	介護サービス計画	3億3,518万円	4億676万円	7,158万円
	訪問介護	3億8,796万円	3億9,458万円	662万円
	認知症対応型生活	2億6,810万円	3億574万円	3,764万円
	通所リハビリ	1億7,191万円	1億6,612万円	△ 579万円
	福祉用具貸与	1億6,598万円	1億6,103万円	△ 495万円
	訪問入浴	5,786万円	5,966万円	180万円
	短期入所療養介護	7,708万円	5,449万円	△ 2,259万円
	訪問看護	4,951万円	5,186万円	235万円
	住宅改修	2,608万円	2,270万円	△ 338万円
	特定施設生活	463万円	1,918万円	1,455万円
	居宅療養管理	941万円	868万円	△ 73万円
	福祉用具購入	748万円	629万円	△ 119万円
施設サービス	訪問リハビリ	193万円	394万円	201万円
	認知症対応通所介護	0円	356万円	356万円
	計	32億4,740万円	36億1,280万円	3億6,540万円
	介護老人福祉施設	19億6,511万円	17億5,874万円	△2億637万円
	介護老人保健施設	15億816万円	13億6,280万円	△1億4,536万円
その他	介護療養型医療施設	452万円	481万円	29万円
	計	34億7,779万円	31億2,634万円	△3億5,145万円
	特定入所者介護	1億1,736万円	2億9,917万円	1億8,181万円
	高額介護サービス	5,108万円	1億233万円	5,125万円
	審査支払手数料	1,106万円	1,143万円	37万円
給付費合計		69億469万円	71億5,208万円	2億4,739万円

※平成18年度は見込額です。

介護が必要になったら

介護サービスを利用するには、由利本荘市又はにかほ市に申請して要介護認定を受ける必要があります。

申請

介護サービスの利用を希望する人は市の窓口で「要介護認定」を申請してください。

認定調査

市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況などについて調査をします。
また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。主治医がいない人は、市が指定した医師の診断を受けていただきます。

審査・判定

訪問調査の結果によるコンピュータ判定（一次判定）と医師の意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定します。

認定・通知

介護認定審査会の審査結果にもとづいて「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。

要支援1・2

介護保険の対象者だが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など。

要介護1～5

介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など。

非該当

介護保険の対象者にはならないが、生活機能が低下している虚弱高齢者など、将来的にその危険性が高い人など。

介護サービス計画の作成

地域包括支援センターで
介護予防サービス計画を作成

居宅介護支援事業者と
介護サービス計画を作成

地域包括支援センターで
介護予防サービス計画を作成

介護保険の
介護予防サービス
(予防給付)

介護保険の
介護サービス
(介護給付)

市が行う介護予防事業（地域支援事業）
要支援・要介護状態にならないよう介護予防を推進し、地域でのさまざまな相談、マネジメントをする「地域支援事業」を実施しています。

在宅で受けられるサービスの費用のめやす

利用者の負担は、原則として、かかった費用の1割です。

1ヵ月の支給限度額

○介護保険(介護給付・予防給付)の支給限度額

介護保険の在宅サービスの利用には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	49,700円
要支援2	104,000円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円

利用者負担が高額になったときは

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合には、申請をして認められると、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

○申請方法

「高額介護サービス費等支給申請書」を市の窓口でもらい、必要事項を記入して、提出してください。

区 分	利用者負担上限額
一般世帯（下記の区分に該当しない人）	世帯 37,200円
住民税世帯非課税	世帯 24,600円
●合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

平成19年度予算

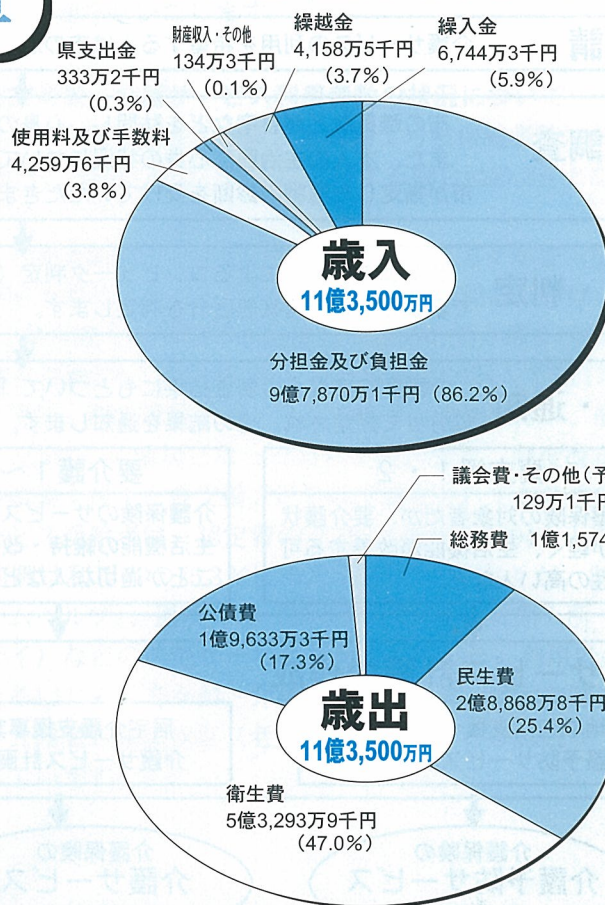
一般会計

広域圏組合の予算は、一般会計と2つの特別会計からなりたっております。

平成19年度の一般会計当初予算は、11億3,500万円で、歳入は、組合を構成している2市からの事業別の分担金及び負担金9億7,870万1千円が主な収入となっております。

歳出では、組合全般の管理事務などを行うための総務費1億1,574万9千円、また、養護老人ホーム寿荘の管理運営などに充てられる民生費2億8,868万8千円、し尿処理などに充てられる衛生費5億3,293万9千円となっております。

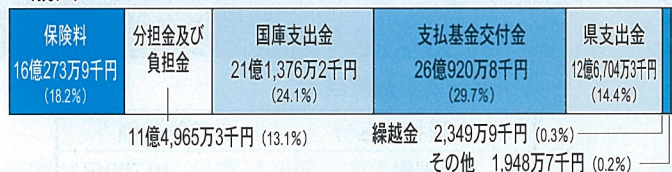
◆ 一般会計予算の内訳 ◆



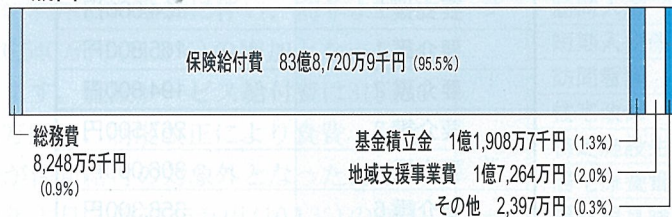
◆ 特別会計予算の内訳 ◆

▼介護保険特別会計 87億8,539万1千円

・歳入

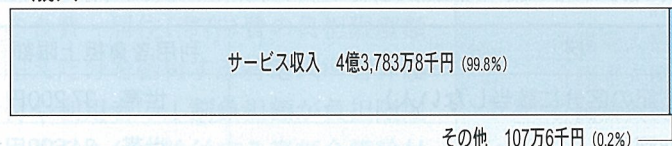


・歳出

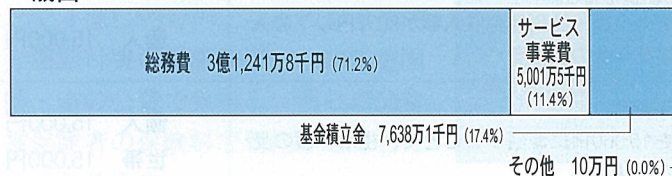


▼特別養護老人ホーム特別会計 4億3,891万4千円

・歳入



・歳出



特別会計

介護保険特別会計

介護保険給付費などを支払う特別会計です。歳入のうち保険料は第1号被保険者(65歳以上)の保険料で、支払基金交付金は第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料分であり、介護保険を運営するための大切な財源となっております。なお、保険料は地域の介護サービスに係る費用の総額に基づき算定されます。

特別養護老人ホーム特別会計

特別養護老人ホーム広洋苑の会計は、独立採算による特別会計です。

歳入は、ほとんどが施設利用者の介護によるサービス利用料で、歳出は、利用者の食事代や施設の維持費、介護職員の給与などとなっております。